

新潟県選挙管理委員会規程第5号

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年4月3日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県選挙事務取扱規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章及び条の表示に下線が引かれた章及び条（以下「移動後章等」という。）に対応する同表の改正前の欄中章及び条の表示に下線が引かれた章及び条（以下「移動章等」という。）が存在する場合には当該移動章等を当該移動後章等とし、移動後章等に対応する移動章等が存在しない場合には当該移動後章等（以下「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章及び条の表示並びに追加章等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（章及び条の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章・第2章（略） 第3章 第5条（略） 第6条（ <u>選挙時登録の基準日の告示</u> ） 第7条 <u>削除</u> 第8条～第9条の4（略） 第3章の2 第9条の5（略） 第9条の6 <u>削除</u> 第9条の7～第9条の9（略） 第4章（略） 第4章の2 <u>共通投票所（第32条の2－第32条の6）</u> <u>第32条の2（投票の適用）</u> <u>第32条の3（投票の準用）</u> <u>第32条の4（共通投票所の投票箱の鍵の保管）</u> <u>第32条の5（共通投票所に関する仮投票調書）</u> <u>第32条の6（天災等により共通投票所を開かず、又は閉じる場合の告示）</u> 第4章の3 <u>期日前投票（第32条の7－第32条の13）</u> <u>第32条の7（投票の適用）</u> <u>第32条の8（投票の準用）</u> <u>第32条の9（期日前投票所の投票箱の鍵の保管）</u> <u>第32条の10（期日前投票に関する仮投票調書）</u> <u>第32条の11（期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書）</u> <u>第32条の12（天災等により期日前投票を開かず、又は閉じる場合の告示）</u> <u>第32条の13（在外選挙人名簿に登録された選挙人が投票することができる期日前投票所又は共通投票所の告示）</u> 第5章～第11章（略）	目次 第1章・第2章（略） 第3章 第5条（略） 第6条（ <u>選挙時登録日等の告示</u> ） 第7条（ <u>縦覧場所の告示</u> ） 第8条～第9条の4（略） 第3章の2 第9条の5（略） 第9条の6（ <u>縦覧場所の告示</u> ） 第9条の7～第9条の9（略） 第4章（略） 第4章の2 <u>期日前投票（第32条の2－第32条の6）</u> <u>第32条の2（投票の適用）</u> <u>第32条の3（投票の準用）</u> <u>第32条の4（期日前投票所の投票箱の鍵の保管）</u> <u>第32条の5（期日前投票に関する仮投票調書）</u> <u>第32条の6（期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書）</u> 第5章～第11章（略）

附則

(定時登録日の変更の告示)

第5条 市町村委員会が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「令」という。)第14条第1項の規定により選挙人名簿の登録を行う日を変更して定めた旨の告示をするときは、別記第2号様式に準じてしなければならない。

(選挙時登録の基準日の告示)

第6条 市町村委員会が令第14条第2項の規定により、選挙人名簿の選挙時登録の基準日を定めた旨の告示をするときは、別記第4号様式に準じてしなければならない。

第7条 削除

第9条の6 削除

(異議の申出による登録、抹消等の通知及び告示)

第9条の7 市町村委員会が法第30条の8第2項において準用する法第24条第2項の規定により、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出について、その申出を正当であると決定して在外選挙人名簿に登録し、又は在外選挙人名簿から抹消した旨の通知をするときは、別記第7号様式の9に準じて、告示するときは別記第7号様式の10に準じて、その申出を正当でないと決定した旨の通知をするときは別記第7号様式の9の2に準じてしなければならない。

第4章の2 共通投票所

(投票の適用)

第32条の2 本章の規定は、第4章((投票))の規定を適用しない。

(投票の準用)

第32条の3 第10条((投票管理者等の選任告示))、第12条((投票立会人の選任通知))、第13条((投票立会人の氏名等の通知))、第14条((投票立会人の辞職届出受理))、第14条の2((投票立会人の引継書))、第15条

附則

(定時登録日の変更の告示)

第5条 市町村委員会が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「令」という。)第14条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を変更して定めた旨の告示をするときは、別記第2号様式に準じてしなければならない。

(選挙時登録日等の告示)

第6条 市町村委員会が令第14条第2項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行なう日及び縦覧に供する期間を定めた旨の告示をするときは、別記第4号様式に準じてしなければならない。

(縦覧場所の告示)

第7条 市町村委員会が法第23条第2項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に供する場所の告示をするときは、別記第5号様式に準じてしなければならない。

(縦覧場所の告示)

第9条の6 市町村委員会が法第30条の7第2項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に供する場所の告示をするときは、別記第7号様式の8に準じてなければならない。

(異議の申出による登録、抹消等の通知及び告示)

第9条の7 市町村委員会が法第30条の8第1項において準用する法第24条第2項の規定により、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出について、その申出を正当であると決定して在外選挙人名簿に登録し、又は在外選挙人名簿から抹消した旨の通知をするときは、別記第7号様式の9に準じて、告示するときは別記第7号様式の10に準じて、その申出を正当でないと決定した旨の通知をするときは別記第7号様式の9の2に準じてなければならない。

((投票所の開閉時刻の変更))、第16条((投票所の指定))、第17条((投票所の告示))、第18条((投票所の設備))、第19条((投票の進行))、第20条((投票用紙の交付))、第21条((選挙人の宣言))、第22条((投票用紙の收受))、第27条第1項((投票用紙使用残の引継ぎ))、第28条((送致目録))、第29条((繰上投票の申出))、第30条((繰上投票の通知))、第31条((繰延投票の事由の届出及び通知))及び第32条((投票に関する書類及び物品の引継ぎ))の規定は、共通投票所に準用する。

(共通投票所の投票箱の鍵の保管)

第32条の4 令第48条の3において読み替えて適用する令第43条((投票箱を閉鎖する場合の措置))の規定により投票管理者及び投票立会人が投票箱の鍵を封印する場合には、各別にこれを封筒に入れて、一の鍵は投票管理者が、一の鍵は投票立会人が封印し、その表面に共通投票所名及び鍵の区別、封印した者の氏名を記載するものとする。

(共通投票所に関する仮投票調書)

第32条の5 共通投票所の投票管理者は、法第50条((選挙人の確認及び投票の拒否))第3項、第5項及び令第41条((代理投票の仮投票))第2項、第3項の規定により仮投票をした者があるとき、又は拒否の決定を受けた投票がある場合には、別記第20号様式に準じて調書を作成し、投票録に添えるものとする。

(天災等により共通投票所を開かず、又は閉じる場合の告示)

第32条の6 市町村委員会は、法第41条の2第4項により共通投票所を開かず、又は閉じる旨を告示しようとするときは、別記第15号様式の2に準じてしなければならない。

第4章の3 期日前投票

第32条の7 (略)

第32条の8 (略)

第32条の9 (略)

第32条の10 (略)

第32条の11 (略)

(天災等により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合の告示)

第32条の12 市町村委員会は、法第48条の2第4項により期日前投票所を開かず、又は閉じる旨を告示するときは、別記第15号様式の3に準じてしなければならない

第4章の2 期日前投票

第32条の2 (略)

第32条の3 (略)

第32条の4 (略)

第32条の5 (略)

第32条の6 (略)

い。

(在外選挙人名簿に登録された選挙人が投票することができる期日前投票所又は共通投票所の告示)

第32条の13 市町村委員会は、令第65条の13第4項の規定により在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票することができる期日前投票所又は共通投票所を指定した旨を告示するときは、別記第15号様式の4に準じてしなければならない。

(候補者に関する通知)

第69条 選挙長が令第92条（(候補者等に関する通知)）第1項の規定により、同項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を市町村委員会へ通知するときは、別記第53号様式に準じて、候補者の住所地の市町村長及び市町村委員会へ通知するときは、別記第53号様式の2に準じて、令第92条第1項第2項（同条第11項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）イからホまでに掲げる事項を市町村委員会に通知するときは、別記第53号様式の3に準じて、同条第1項第2号へに掲げる事項を市町村委員会並びに候補者の住所地の市町村長及び市町村委員会に通知するときは、別記第53号様式の4に準じてしなければならない。

2 市町村委員会が、令第92条第2項（同条第8項、第9項又は第11項において準用する場合を含む。）の規定により投票管理者及び開票管理者へ通知するときは、同条第1項第1号に係る場合は、別記第53号様式に準じて、同条第1項第2号イからホまでに係る場合は、別記第53号様式の3に準じて、同条第1項第2号へに係る場合は、別記第53号様式の4に準じてしなければならない。

(投票を行わないことになった場合の告示、通知及び報告)

第72条 (略)

2 令第48条の2の規定により選挙長から投票管理者に対してする通知書の経由に係る市町村委員会は、その旨を開票管理者に通知するものとする。

(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示)

第78条 市町村委員会が令第142条の3の規定により午前6時30分から午前8時30分までの間で午前8時30分と異なる時刻を定めた場合又は午後5時から午後10時までの間で午後8時と異なる時刻を定めた旨を告示するときは、別記第63号様式に準じてしなければならない。

第2号様式

(定時登録日の変更の告示様式)

(略)

(候補者に関する通知)

第69条 選挙長が令第92条（(候補者等に関する通知)）第1項の規定により、同項第1号（同条第9項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を市町村委員会へ通知するときは、別記第53号様式に準じて、候補者の住所地の市町村長及び市町村委員会へ通知するときは、別記第53号様式の2に準じて、令第92条第1項第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）イからホまでに掲げる事項を市町村委員会に通知するときは、別記第53号様式の3に準じて、同条第1項第2号へに掲げる事項を市町村委員会並びに候補者の住所地の市町村長及び市町村委員会に通知するときは、別記第53号様式の4に準じてなければならない。

2 市町村委員会が、令第92条第2項（同条第7項、第8項又は第9項において準用する場合を含む。）の規定により投票管理者及び開票管理者へ通知するときは、同条第1項第1号に係る場合は、別記第53号様式に準じて、同条第1項第2号イからホまでに係る場合は、別記第53号様式の3に準じて、同条第1項第2号へに係る場合は、別記第53号様式の4に準じてなければならない。

(投票を行わないことになった場合の告示、通知及び報告)

第72条 (略)

2 令第49条の規定により選挙長から投票管理者に対してする通知書の経由に係る市町村委員会は、その旨を開票管理者に通知するものとする。

(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示)

第78条 市町村委員会が令第142条の3の規定により午後5時から午後8時までの間で午後8時と異なる時刻を定めた旨を告示するときは、別記第63号様式に準じてなければならない。

第2号様式

(定時登録日の変更の告示様式)

(略)

公職選挙法施行令第14条第1項の規定により、何年何月1日に登録すべき選挙人名簿の登録日を次のとおり変更して定めた。

(略)

- 1 登録日
- 2 理由

第4号様式

(選挙時登録の基準日の告示様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙において公職選挙法第22条第3項の規定により選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

(略)

- 1 選挙時登録の基準日

第5号様式 削除

第7号様式の8 削除

第8号様式

(投票管理者等選任告示様式)

その1 (当日投票、共通投票所の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における各投票区(共通投票所)の投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項(公職選挙法第41条の2第5項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項)の規定により次の者を選任した。

(略)

投票区 (<u>共通投票所</u>) 名	(略)
第何投票区(<u>共通投票</u>)	

何年何月何日何選挙が執行されるため、(選挙執行以外の特別の事情による場合はその旨)公職選挙法施行令第12条の規定により、何年何月2日に登録すべき選挙人名簿の登録日を次のとおり変更して定めた。

(略)

- 1 登録日

第4号様式

(選挙時登録の登録日等の告示様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙において公職選挙法第22条第2項の規定により登録する選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

(略)

- 1 被登録資格決定基準日
- 2 登録日
- 3 縦覧期間

第5号様式

(縦覧場所の告示様式)

(略)

第7号様式の8

(縦覧場所の告示様式)

(略)

第8号様式

(投票管理者等選任告示様式)

その1 (当日投票の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における各投票区の投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定により次の者を選任した。

(略)

投票区 名	(略)
第何投票区	

所)	
第何投票区(共通投票所)	

その2(期日前投票の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理人については、公職選挙法第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定により次の者を選任した。

(略)

第9号様式

(投票立会人の選任通知様式)

(略)

あなたを何年何月何日執行の何選挙における本市(区)(町)(村)第何投票区投票所(何共通投票所、何期日前投票所)の投票立会人に選任したので、公職選挙法第38条第1項(公職選挙法第41条の2第5項の規定により読み替えて適用される同法第38条第1項、公職選挙法第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される同法第38条第1項)の規定により通知しますから、下記により参会してください。なお、投票立会人は公職選挙法第38条第5項の規定により、正当な事由がなければ、その職を辞することができないこととなっておりますので念のため申し添えます。

(略)

第10号様式

(投票立会人氏名等通知様式)

その1(当日投票、共通投票所の場合)

(略)

第何投票区(共通投票所)投票管理者 氏名 様

(略)

何年何月何日執行の何選挙における投票立会人に下記の者を選任したので、公職選挙法施行令第27条(公職選挙法施行令第48条の3の規定により読み替えて適用される同法施行令第27条)の規定により通知します。

(略)

第10号様式の2(投票立会人の引継書様式)

引 継 書

(略)

(何共通投票所投票立会人、何期日前投票所投票立会人)

第11号様式(投票時刻変更告示様式)

(略)

第何投票区	
-------	--

その2(期日前投票の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理人については、公職選挙法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定により次の者を選任した。

(略)

第9号様式

(投票立会人の選任通知様式)

(略)

あなたを何年何月何日執行の何選挙における本市(区)(町)(村)第何投票区投票所(何期日前投票所)の投票立会人に選任したので、公職選挙法第38条第1項(公職選挙法第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第38条第1項)の規定により通知しますから、下記により参会してください。なお、投票立会人は公職選挙法第38条第5項の規定により、正当な事由がなければ、その職を辞することができないこととなっておりますので念のため申し添えます。

(略)

第10号様式

(投票立会人氏名等通知様式)

その1(当日投票の場合)

(略)

第何投票区投票管理者 氏名 様

(略)

何年何月何日執行の何選挙における投票立会人に下記の者を選任したので、公職選挙法施行令第27条の規定により通知します。

(略)

第10号様式の2(投票立会人の引継書様式)

引 継 書

(略)

(何期日前投票所投票立会人)

第11号様式(投票時刻変更告示様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき公職選挙法第40条第1項但書（公職選挙法第41条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第40条第1項但書、公職選挙法第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第40条第1項但書）の規定により投票所（共通投票所、期日前投票所）を開く時刻（投票所（共通投票所、期日前投票所）を閉じる時刻）を次のとおり繰り上げ（繰り下げ）た。

（略）

投票所 （ <u>共通投票所</u> 、 <u>期日前投票所</u> ）	（略）
何投票所 （ <u>何共通投票所</u> 、 <u>何期日前投票所</u> ）	
何投票所 （ <u>何共通投票所</u> 、 <u>何期日前投票所</u> ）	

第12号様式（投票時刻変更通知様式）

（略）

何投票所（何共通投票所、何期日前投票所）投票管理者 氏名 様

（略）

投票所（共通投票所、期日前投票所）開閉時刻の繰り上げ（繰り下げ）について（通知）

何年何月何日執行の何選挙において、投票所（共通投票所、期日前投票所）を開く時刻（投票所（共通投票所、期日前投票所）を閉じる時刻）を次のとおり繰り上げ（繰り下げ）たので、公職選挙法第40条第2項（公職選挙法第41条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第40条第2項、公職選挙法第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第40条第2項）の規定により通知します。

記

- 投票所（共通投票所、期日前投票所）を開く時刻 午前 時
- 投票所（共通投票所、期日前投票所）を閉じる時刻 午後 時

第13号様式

（投票所開閉時刻変更届出書様式）

（略）

投票所（共通投票所）開閉時刻の変更について（届け）

何年何月何日執行の何選挙について、下記のとおり投票所の開閉時刻を繰り上げ（繰り下げ）たので、公職選挙法第40条第2項（公職選挙法第41条の2第6項において準用する同法第40条第2項）の規定により届

何年何月何日執行の何選挙につき公職選挙法第40条第1項但書（公職選挙法第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第40条第1項但書）の規定により投票所（期日前投票所）を開く時刻（投票所（期日前投票所）を閉じる時刻）を次のとおり繰り上げ（繰り下げ）た。

（略）

投票所 （ <u>期日前投票所</u> ）	（略）
何投票所 （ <u>何期日前投票所</u> ）	
何投票所 （ <u>何期日前投票所</u> ）	

第12号様式（投票時刻変更通知様式）

（略）

何投票所（何期日前投票所）投票管理者 氏名 様

（略）

投票所（期日前投票所）開閉時刻の繰り上げ（繰り下げ）について（通知）

何年何月何日執行の何選挙において、投票所（期日前投票所）を開く時刻（投票所（期日前投票所）を閉じる時刻）を次のとおり繰り上げ（繰り下げ）たので、公職選挙法第40条第2項（公職選挙法第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第40条第2項）の規定により通知します。

記

- 投票所（期日前投票所）を開く時刻 午前 時
- 投票所（期日前投票所）を閉じる時刻 午後 時

第13号様式

（投票所開閉時刻変更届出書様式）

（略）

投票所開閉時刻の変更について（届け）

何年何月何日執行の何選挙について、下記のとおり投票所の開閉時刻を繰り上げ（繰り下げ）たので、公職選挙法第40条第2項の規定により届け出ます。

け出ます。

記

1 変更開閉時刻等

投票区名(共通投票所)	(略)
-------------	-----

(略)

注 添付書類

① 当該投票所(共通投票所)から開票所にいたるまでの経路を表示した平面図

(略)

第14号様式(投票所告示様式)

その1(当日投票、共通投票所の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(区)(町)(村)の各投票区の投票所(共通投票所)を、公職選挙法第39条(第41条の2)の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

(略)

投票区(共通投票所)名	(略)
第何投票区(何共通投票所)	
第何投票区(何共通投票所)	

その2(期日前投票の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(区)(町)(村)の期日前投票所を公職選挙法第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

(略)

第15号様式(投票所変更告示様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(区)(町)(村)の第何投票区の投票所(何共通投票所、何期日前投票所)を公職選挙法第41条第2項(公職選挙法第41条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第41条第2項、公職選挙法第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第41条第2項)の規定により次のとおり変更した。

(略)

- 1 変更前の投票所(共通投票所、期日前投票所)
- 2 変更後の投票所(共通投票所、期日前投票所)

第15号様式の2(天災等により共通投票所を開かず、又

記

1 変更開閉時刻等

投票区名	(略)
------	-----

(略)

注 添付書類

① 当該投票所から開票所にいたるまでの経路を表示した平面図

(略)

第14号様式(投票所告示様式)

その1(当日投票の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(区)(町)(村)の各投票区の投票所を、公職選挙法第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

(略)

投票区名	(略)
第何投票区	
第何投票区	

その2(期日前投票の場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(区)(町)(村)の期日前投票所を公職選挙法第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

(略)

第15号様式(投票所変更告示様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙における何市(区)(町)(村)の第何投票区の投票所(何期日前投票所)を公職選挙法第41条第2項(公職選挙法第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第41条第2項)の規定により次のとおり変更した。

(略)

- 1 変更前の投票所(期日前投票所)
- 2 変更後の投票所(期日前投票所)

は閉じる場合の告示様式)

選挙管理委員会告示第何号

何年何月何日執行の何選挙について、公職選挙法第41条の2第3項の規定により、次の共通投票所を開かない(閉じる)こととした。

何年何月何日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

共通投票所名	共通投票所の場所

第15号様式の3 (天災等により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合の告示様式)

(その1)

選挙管理委員会告示第何号

何年何月何日執行の何選挙について、公職選挙法第48条の2第3項の規定により、次の期日前投票所を開かない(閉じる)こととした。

何年何月何日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

期日前投票所名	期日前投票所の場所

注 この様式は、天災等により期日前投票所を開かず又は閉じる場合の様式である。

(その2)

選挙管理委員会告示第何号

何年何月何日執行の何選挙について、公職選挙法第48条の2第3項の規定により開かない(閉じる)こととした次の期日前投票所を開くこととした。

何年何月何日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

期日前投票所名	期日前投票所の場所

注 この様式は、天災等により開かず又は閉じることとした期日前投票所を開く場合の様式である。

第15号様式の4 (在外選挙人名簿に登録された選挙人が投票することができる期日前投票所又は共通投票所の告示様式)

(その1)

選挙管理委員会告示第何号

公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される第48条の2第1項の規定により、次の期日前投票所を在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票することができる期日前投票所として指定した。

何年何月何日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

期日前投票所名	期日前投票所の場所
---------	-----------

注 この様式は、指定期日前投票所を指定した場合の様式である。

(その2)

選挙管理委員会告示第何号

公職選挙法第49条の2第3項の規定により、次の共通投票所を在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票することができる共通投票所として指定した。

何年何月何日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名

共通投票所名	共通投票所の場所

注 この様式は、指定共通投票所を指定した場合の様式である。

第17号様式 (投票所の標札様式)

1 投票所 (共通投票所) 2 期日前投票所

投票所 何選挙何選挙区何郡(市・区)(町)(村)第何投票区 (何共通)	(略)
---	-----

第18号様式 (入場券、到着番号札様式)

(略)

(到着番号札)

1 投票所 (共通投票所)

何市(区)(町)(村)第何投票区(何共通)投票所到着第 号

(略)

第20号様式 (仮投票調書様式)

その1 (法第50条の場合)

第17号様式 (投票所の標札様式)

1 投票所 2 期日前投票所

何選挙何選挙区何郡(市・区)(町)(村)第何投票区 投票所	(略)
----------------------------------	-----

第18号様式 (入場券、到着番号札様式)

(略)

(到着番号札)

1 投票所

何市(区)(町)(村)第何投票区投票所到着第 号

(略)

第20号様式 (仮投票調書様式)

その1 (法第50条の場合)

仮投票調書 何投票区 (何共通投票所、何期日前投票所)

(略)

その2 (令第41条の場合)

代理投票仮投票調書 何投票区 (何共通投票所、何期日前投票所)

(略)

第25号様式 (繰上投票申出書様式)

(略)

投票区名(共通投票所)名	(略)
--------------	-----

第26号様式 (繰上投票通知様式)

(略)

1 繰上投票を行う投票区 (共通投票所) 第何投票区 (何共通投票所)

(略)

第27号様式 (繰延投票の事由発生届出様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき当管内何投票区 (何共通投票所) においては、下記事由により選挙の当日投票を行うことができないので (更に投票を行う必要があるので)、公職選挙法第57条第2項の規定により届け出ます。

(略)

第28号様式 (繰延投票の期日通知様式)

(略)

1 繰延投票 (更に投票) を行う投票区 (共通投票所)

(略)

第29号様式 (選挙人が行う不在者投票宣誓書兼不在者投票用紙請求書)

(略)

次の1から6のいずれかに○を付けてください。

(略)	
5	(略)
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

(略)

第29号様式の2 (選挙人が行う期日前投票宣誓書)

(略)

次の1から6のいずれかに○を付けてください。

仮投票調書 何投票区 (何期日前投票所)

(略)

その2 (令第41条の場合)

代理投票仮投票調書 何投票区 (何期日前投票所)

(略)

第25号様式 (繰上投票申出書様式)

(略)

投票区名	(略)
------	-----

第26号様式 (繰上投票通知様式)

(略)

1 繰上投票を行う投票区 第何投票区

(略)

第27号様式 (繰延投票の事由発生届出様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき当管内何投票区 においては、下記事由により選挙の当日投票を行うことができないので (更に投票を行う必要があるので)、公職選挙法第57条第2項の規定により届け出ます。

(略)

第28号様式 (繰延投票の期日通知様式)

(略)

1 繰延投票 (更に投票) を行う投票区

(略)

第29号様式 (選挙人が行う不在者投票宣誓書兼不在者投票用紙請求書)

(略)

次の1から5のいずれかに○を付けてください。

(略)	
5	(略)

(略)

第29号様式の2 (選挙人が行う期日前投票宣誓書)

(略)

次の1から5のいずれかに○を付けてください。

(略)	
5	(略)
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

(略)

第31号様式 (船員が自ら行う不在者投票用紙請求書兼宣誓書様式)

(略)

次の1から6のいずれかに○を付けてください。

(略)	
5	(略)
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

(略)

第34号様式 (不在者投票事務処理簿様式)

(略)

- 注 1 (略)
- 2 事由欄には法第49条各号の区分に従ってそれぞれ1. 2. 3. 4. 5. 6のアラビア数字を以って記載すること。
- 3～8 (略)

第53号様式の2 (候補者住所地の市町村長等への通知書様式)

その1 (候補者住所地の市町村長へ通知する場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき(何選挙区において)何月何日別紙の者が候補者となったので、公職選挙法施行令第92条(第11項において準用する同条)第1項の規定により通知します。

なお、当該候補者が死亡したときは、同条(第11項において準用する同条)第3項の規定によりその旨を直ちに通知願います。

(略)

その2 (候補者住所地の市町村委員会へ通知する場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき(何選挙区において)何月何日別紙の者が候補者となったので、公職選挙法施行令第92条(第11項において準用する同条)第1項の規定により通知します。

なお、当該候補者の資格等について別紙調査書により調査の上、何月何日までに必着するよう回報願います。

また、この調査事項に異動が生じたときは、直ちにその旨を報告願います。

(略)

第53号様式の3

(略)	
5	(略)

(略)

第31号様式 (船員が自ら行う不在者投票用紙請求書兼宣誓書様式)

(略)

次の1から5のいずれかに○を付けてください。

(略)	
5	(略)

(略)

第34号様式 (不在者投票事務処理簿様式)

(略)

- 注 1 (略)
- 2 事由欄には法第49条各号の区分に従ってそれぞれ1. 2. 3. 4. 5のアラビア数字を以って記載すること。
- 3～8 (略)

第53号様式の2 (候補者住所地の市町村長等への通知書様式)

その1 (候補者住所地の市町村長へ通知する場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき(何選挙区において)何月何日別紙の者が候補者となったので、公職選挙法施行令第92条(第9項において準用する同条)第1項の規定により通知します。

なお、当該候補者が死亡したときは、同条(第9項において準用する同条)第3項の規定によりその旨を直ちに通知願います。

(略)

その2 (候補者住所地の市町村委員会へ通知する場合)

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき(何選挙区において)何月何日別紙の者が候補者となったので、公職選挙法施行令第92条(第9項において準用する同条)第1項の規定により通知します。

なお、当該候補者の資格等について別紙調査書により調査のうえ何月何日までに必着するよう回報願います。

また、この調査事項に異動が生じたときは、直ちにその旨を報告願います。

(略)

第53号様式の3

(候補者が死亡したとき等の通知書様式)

その1

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき、何選挙区において候補者として届出のあった下記候補者は、何年何月何日死亡した(候補者の届出を却下した、候補者たることを辞した)ので、公職選挙法施行令第92条(第11項において準用する同条)第1項の規定により通知します。

(略)

第53号様式の4

(立候補届出書記載事項の異動通知様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき、何選挙区において立候補届出のあった次の者の届出書の記載事項について、下記のとおり異動届出があったので、公職選挙法施行令第92条(第11項において準用する同条)第1項の規定により通知します。

(略)

第58号様式の2(無投票の場合の通知書様式)

(略)

備考

本通知は令第48条の2の規定により市区町村委員会を経由するものであること。

第63号様式

(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示様式)

(略)

公職選挙法第270条の2第1項の規定により午前何時何分から(午後何時何分)と定めた。

(略)

(候補者が死亡したとき等の通知書様式)

その1

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき、何選挙区において候補者として届出のあった下記候補者は、何年何月何日死亡した(候補者の届出を却下した、候補者たることを辞した)ので、公職選挙法施行令第92条(第9項において準用する同条)第1項の規定により通知します。

(略)

第53号様式の4

(立候補届出書記載事項の異動通知様式)

(略)

何年何月何日執行の何選挙につき、何選挙区において立候補届出のあった次の者の届出書の記載事項について、下記のとおり異動届出があったので、公職選挙法施行令第92条(第9項において準用する同条)第1項の規定により通知します。

(略)

第58号様式の2(無投票の場合の通知書様式)

(略)

備考

本通知は令第49条の規定により市区町村委員会を経由するものであること。

第63号様式

(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示様式)

(略)

公職選挙法第270条の2第1項の規定により午後8時と異なる時刻を次のとおり定めた。

(略)

午後何時

附 則

この規程は、公布の日から施行する。